

# 自己知はなぜ成立するのか？

—合理的実践的技能知に支えられた自己知—

金杉 武司 (Takeshi Kanasugi)  
高千穂大学人間科学部

自分の心的状態についての知識（自己知）には、通常、他者の心的状態についての知識（他者知）にはない以下に示すような特徴があると考えられる。しかも、それらは、ただ現実世界において自己知に備わる偶然的特徴ではなく、あらゆる可能世界において自己知に備わる必然的特徴であると考えられる。

まず、主体  $S$  が自分は心的状態  $M$  を持っているという（つまり、自分に  $M$  を帰属させる）自己帰属信念を持っているならば、 $S$  は実際に  $M$  を持っていると考えられる。これを「不可謬性」と呼ぶ。逆に、 $S$  が  $M$  を持っているならば、 $S$  は自分が  $M$  を持っているという自己帰属信念を持っているとも考えられる。これを「自己告知性」と呼ぶ。不可謬性と自己告知性は通常、完全には成り立たないと考えられる。たとえば、自己欺瞞の事例や認知心理学の認知的不協和理論の実験事例などでは、第三者的には主体にある心的状態（たとえば、俳優になりたいという欲求）が帰属させられるにもかかわらず、本人はそれを認めず（自己告知性の不成立）、実際には本人が持っていない別の心的状態（たとえば、家業を継ぎたいという欲求）を自己帰属させる（不可謬性の不成立）というケースが認められる。しかし、そのようなケースは通常、局所的なものであると考えられる。それゆえ、不可謬性や自己告知性は少なくとも「概ね」は成り立つものとして理解される。

また、 $M$  の自己帰属信念は  $M$  から直接的に形成されることが考えられる。「直接的」とあるとは、自分の内面や行為に関する証拠に基づく推論を介することなく、 $M$  から  $M$  の自己帰属信念が形成されるということである。たとえば、俳優になりたいという欲求の自己帰属信念は、自分の内面や行為に関する証拠に基づく推論を介することなく、この欲求から形成される。これを「直接性」と呼ぶ。

これに対して、主体  $S$  の心的状態  $M$  と、他者が  $S$  にその  $M$  を帰属させる他者帰属信念の間には、以上の三つの特徴に見られるような関係が成り立たないと考えられる。自己知の特殊性は、これら三つの特徴によって表現することができるのである。

それでは、自己知にはなぜ以上のような特徴があるのだろうか。デカルト主義的二元論や行動主義による説明の失敗は、この問いに答えを出すことがそれほど容易ではないことを物語っている。本提題では、現代の心の哲学において、この課題に、「合理性」や「実践性（コミットメント）」という観点から取り組んでいるいくつかの新たな試みに焦点を当て、その妥当性やあるべき姿を考察する。それらに焦点を当てる理由は、「合理性」や「実践性」という自己知の側面がこれまでの自己知論ではあまり光を当てられることのなかったものであり、それらの議論の射程は、自己知論に留まらず、自己論や心の存在論にまで及ぶものであるかもしれないからである。

本提題では、「合理性」や「実践性」に着目するいくつかの新たな試みについて見る前に、まずは「内的知覚説」と呼ばれる立場について見る。それは、この内的知覚説が、自己知の三つの特徴はそもそも偶然的なものにすぎず、三つの特徴を必然的特徴として説明するという課題はそもそも誤った課題であるとする点で、それらの新たな試みと対照的な位置にあると言えるからである。この内的知覚説の主張に対して、本提題では次のように答えたい。「自分の心的状態」というものには、少なくとも、それについての知識に三つの特徴が必然的に備わっていると言えるような「自分」の意味が含まれているのではないだろうか。自己知に三つの必然的特徴があるという直観は、いわば自己知の問題の「所与」である。少なくとも、この直観を満たすような説明がありうるのならば、まずはそれを探求するべきであろう。

これに対して、「合理性説」と「コミットメント説」は、心的状態とその自己帰属の間の何らかの概念的関係に基づいて、三つの必然的特徴を説明しようとする。これらが、本提題で主題的に扱う新たな自己知論の試みである。

まず合理性説は、「寛容の原理」の議論や「合理的調整」の議論に基づいて、主体が心を持つためには主体は合理的でなければならず、主体が合理的であるためには自己知が成立しなければならないと論じる。これに対して、本提題では次のような評価を下す。この合理性説は、不可謬性と自己告知性がなぜ成立するのかを説明することができるが、なぜ自己帰属が直接的なものでなければならないのかを説明することはできない。それは、合理的調整の議論のうちに自己帰属の直接性を要求する論点は含まれていない（つまり、自己解釈による自己帰属でも合理的調整は可能である）と考えられるからである。さらに、仮にそのような論点が含まれていたとしても、それだけでは、いかにして直接的な自己帰属が可能であるのかは明らかでない。合理性説の説明は、自己知に三つの特徴があるのはなぜかを超越論的に論証しているにすぎず、そこには、この「いかにして」の説明が含まれていないのである。以上の限りで、合理性説の説明は不十分であると言わざるを得ない。

これに対して、コミットメント説によれば、自己帰属させられる心的状態が、「自分のコミットメントがある」という意味で「自分の」心的状態であると言えるためには、その自己帰属は自己解釈に基づいてではなく、直接的に行われる必要がある。そして、そもそも三つの必然的特徴を持つと考えられる自己知とは、この意味での「自分の」心的状態についての知識に他ならない。それゆえ、コミットメント説によれば、自己知には直接性があるのである。また、コミットメント説は、心的状態に主体のコミットメントがあるとはどのようなことかについての分析に基づき、不可謬性と自己告知性も説明することができる。さらに、コミットメント説は、「透明性手続きの議論」によって、いかにして直接的な自己帰属が可能であるのかも説明することができる。本提題ではこれらの論点の詳しい検討を通して、コミットメント説のあるべき姿を明らかにする。

最後に、本提題では、このあるべきコミットメント説の理解に基づき、直接的な自己帰属が、心的状態の概念の所有を具現するある種の技能知によって支えられているという点を確認する。またこの技能知は、単に心的状態の概念の所有を具現するだけでなく、心的状態の所有の条件である合理的能力や、心的状態を「自分の」行為へと結びつける実践的能力（行為者性）の所有をも具現するものであると考えられる。この意味で、自己知とは合理的で実践的な技能知によって支えられた知識なのである。